

平成30年6月に民泊に関する法律である住宅宿泊事業法(民泊新法)が施行され、一定のルールの下で民泊を事業として行うことができるようになりました。その一方、民泊に関するトラブルが増加し、全国の消費生活センターに相談が寄せられています。

【事例1】

予約した民泊をキャンセルしたところ、キャンセル料として宿泊料全額を請求された。

【事例2】

宿泊料のほかに清掃料を請求された。料金総額の表示が分かりにくい。

【事例3】

当日に宿主と連絡が取れず宿泊できなかったが、宿泊料を請求されている。

【事例4】

民泊に関するビジネスで簡単に稼げると、高額なマニュアルを勧められた。

【事例5】

隣で民泊を始めたが騒音がひどく、ごみが適正に処理されていない。

アドバイス

○民泊を利用する場合、民泊新法に基づく届け出住宅で



あることを確認してから予約しましょう。

- 宿泊に必要な料金総額や、キャンセルに関する事項をよく確認してから予約しましょう。
- 事前に鍵の受け渡し方法を確認するほか、利用するときは施設内の衛生状態などもよく確認しましょう。
- 民泊で簡単に儲かる、利益が得られるというセールストークには注意しましょう。
- 民泊施設の近隣に住む人は、苦情の届け出先を確認しておきましょう。
- トラブルがあった場合には、消費生活センターに相談しましょう。

岡旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)